

令和3年度 人権に関する県民意識調査の結果について

1. 調査の目的

県民の人権に関する考え方等を調査し、人権教育・啓発をはじめとする今後の人権施策を推進するうえでの基礎資料とする。

2. 調査の実施方法

- (1) 調査対象 県内に在住する18歳以上の者3,000人（外国人住民を含む。）
- (2) 調査期間 令和3年9月22日（水）～令和3年10月31日（日）
- (3) 調査方法 郵送法・オンライン調査法（回答者がどちらかを選択）
外国人対象者には、やさしい日本語に配慮して作成した調査票と翻訳調査票（ポルトガル語・タガログ語・中国語・ベトナム語・英語の5か国語）を送付した。
- (4) 回収率 52.0%（有効回収数1,560件）<H28年度 52.5%（有効回収数1,575件）>
- (5) 調査項目
①人権についての考え方 ②人権侵害を受けた経験および対応
③人権侵害を見聞きした経験および対応
④人権の個別分野ごとの課題
・女性 ・子ども ・高齢者 ・障害者 ・外国人 ・患者
・新型コロナウイルス感染症 ・犯罪被害者等 ・性の多様性（性的指向・性自認）
・インターネット上の人权侵害
⑤同和問題（部落差別）について ⑥人権の尊重や侵害についての考え方
⑦人権啓発について ⑧人権が尊重される社会の実現に向けての考え方 ⑨自由記述

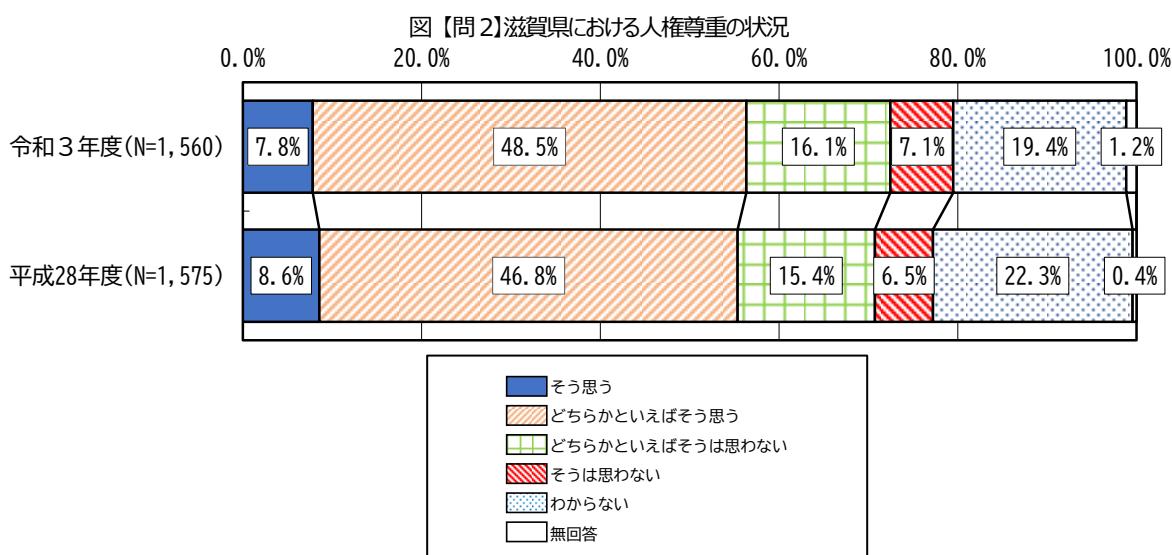
3. 調査結果の主なポイント

（1）人権についての考え方

今の滋賀県は「人権が尊重される社会」になっていると思うかをたずねたところ、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」を合わせた“そう思う”と答えた人の割合は56.3%となっている。

逆に「そうは思わない」「どちらかといえばそうは思わない」を合わせた“そう思わない”は23.2%となっている。

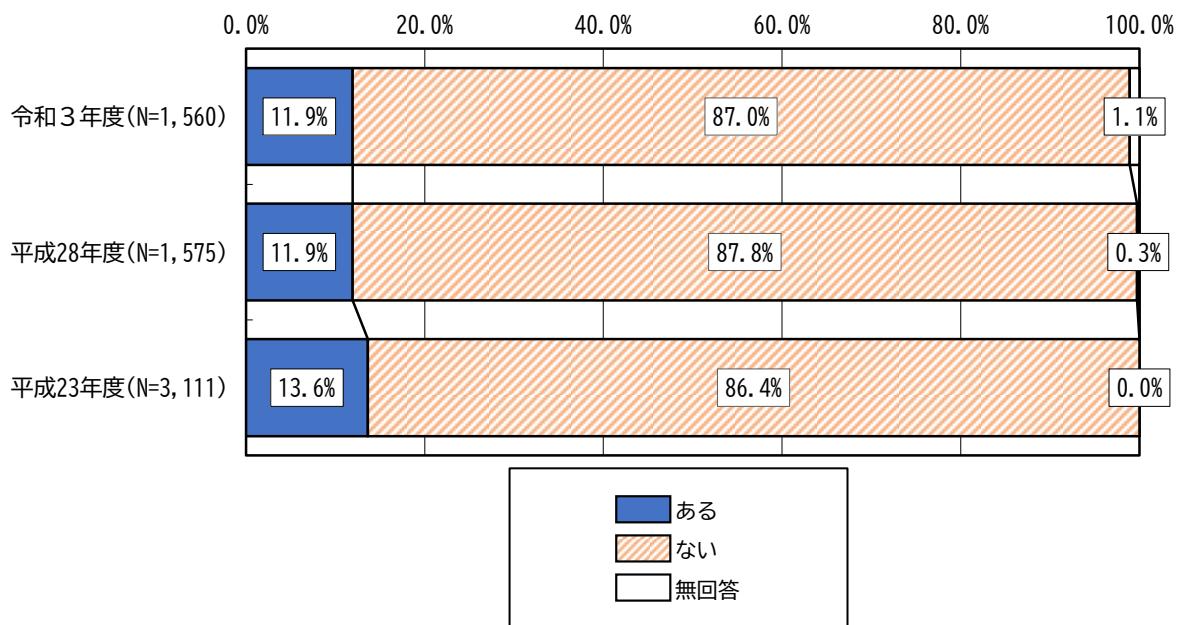
前回の調査結果と比較すると、大きな変化は見られない。これまでの人権に関する取組や教育・啓発が一定浸透してきているものと考えられるが、“そう思わない”が依然として2割強あることから、さらに人権が尊重される社会の実現に向けたさまざまな施策を実施していく必要がある。



(2) 人権侵害を受けた経験および対応

ここ5年以内で人権侵害を受けた経験についてたずねたところ、「ある」と答えた人が11.9%、「ない」と答えた人が87.0%となっている。前回、前々回の調査結果と比較すると、大きな変化は見られない。

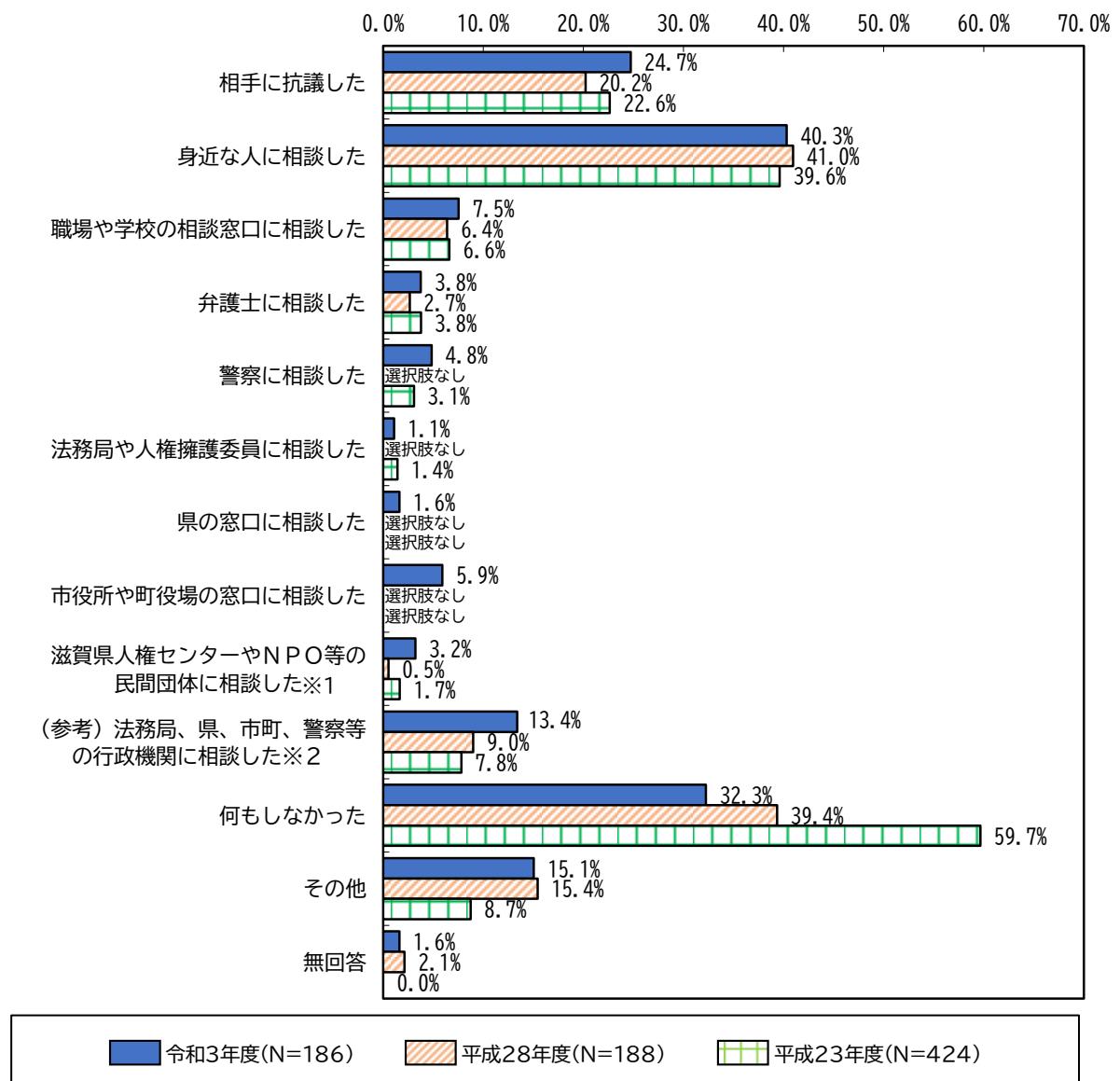
図【問4(1)】人権侵害を受けた経験



人権侵害を受けた経験が「ある」と答えた人に、人権侵害を受けたときにどのような対応をしたか（複数回答）についてたずねたところ、「身近な人に相談した」と答えた人の割合が40.3%で最も高く、次いで「何もしなかった」（32.3%）、「相手に抗議した」（24.7%）の順となっている。

前回、前々回の調査結果と比較すると、「何もしなかった」が大幅に減少し、「法務局、県、市町、警察等の行政機関に相談した」（※2）が増加したが、「何もしなかった」が依然として3割を超えていることから、引き続き相談機関の周知や相談・支援体制の充実を図る必要がある。

図【問4(4)】人権侵害を受けたときの対応（回答はいくつでも）



※ 1 平成23年度、28年度の「NPO等の民間団体に相談した」は、令和3年度は「滋賀県人権センターやNPO等の民間団体に相談した」として整理算出している。

※ 2 平成23年度の「警察に相談した」、「法務局、人権擁護委員に相談した」、「県の機関、市役所、町役場に相談した」および令和3年度の「警察に相談した」、「法務局や人権擁護委員に相談した」、「県の窓口に相談した」、「市役所や町役場の窓口に相談した」は、平成28年度の「(参考) 法務局、県、市町、警察等の行政機関に相談した」として整理算出している。

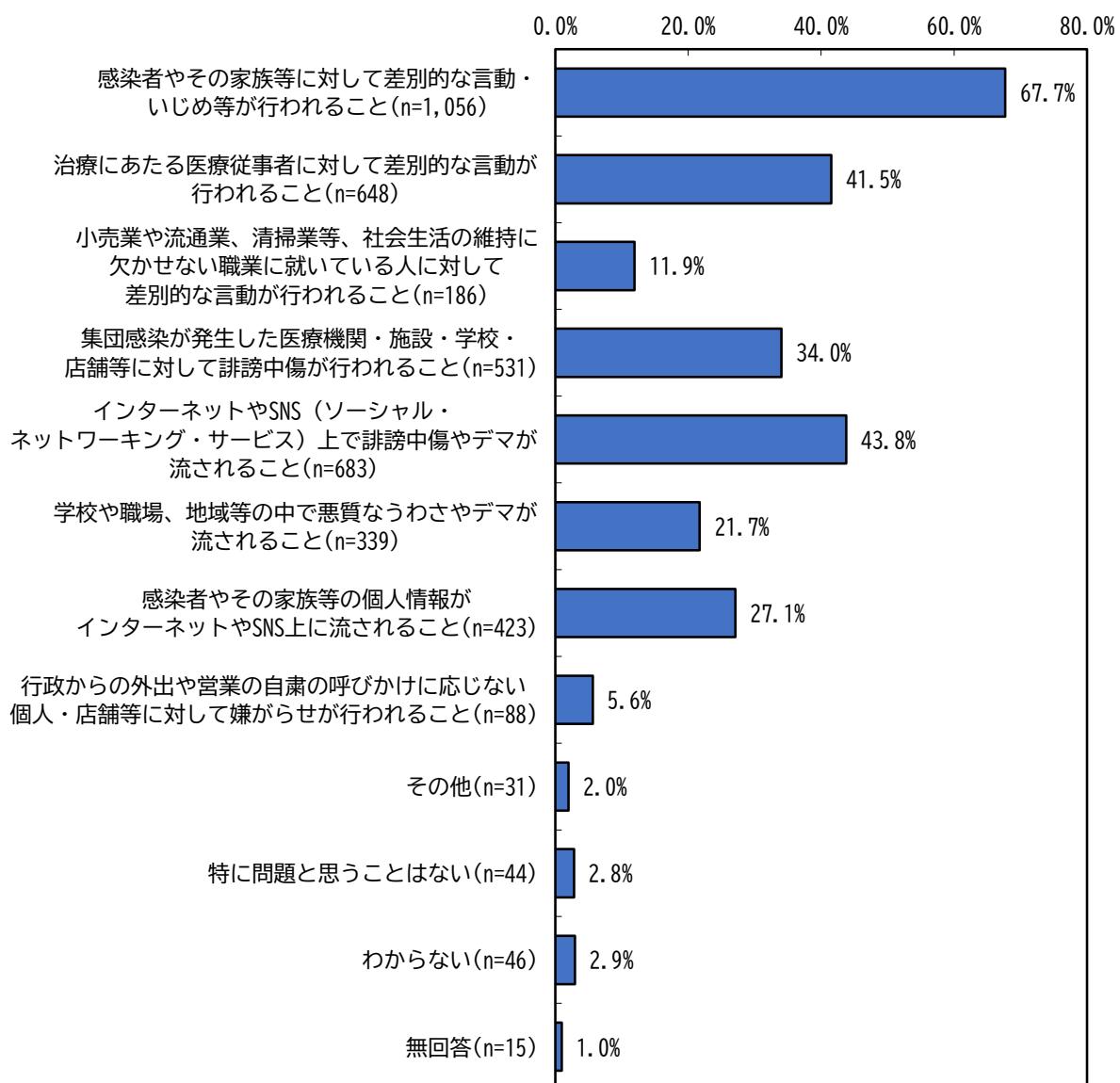
(3) 人権の個別分野ごとの課題

①新型コロナウイルス感染症に関する人権問題

新型コロナウイルス感染症に関する人権問題について、特にどのようなことが問題だと思うかをたずねたところ、「感染者やその家族等に対して差別的な言動・いじめ等が行われること」と答えた人の割合が 67.7%で最も高く、次いで「インターネットやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）上で誹謗中傷やデマが流されること」(43.8%)、「治療にあたる医療従事者に対して差別的な言動が行われること」(41.5%)の順となっている。

今後も新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害が発生する可能性があることから、これを防止するための啓発を行うとともに、被害者を支援する取組を引き続き実施していく必要がある。

図【問12】新型コロナウイルス感染症に関する人権問題について（回答は3つまで）



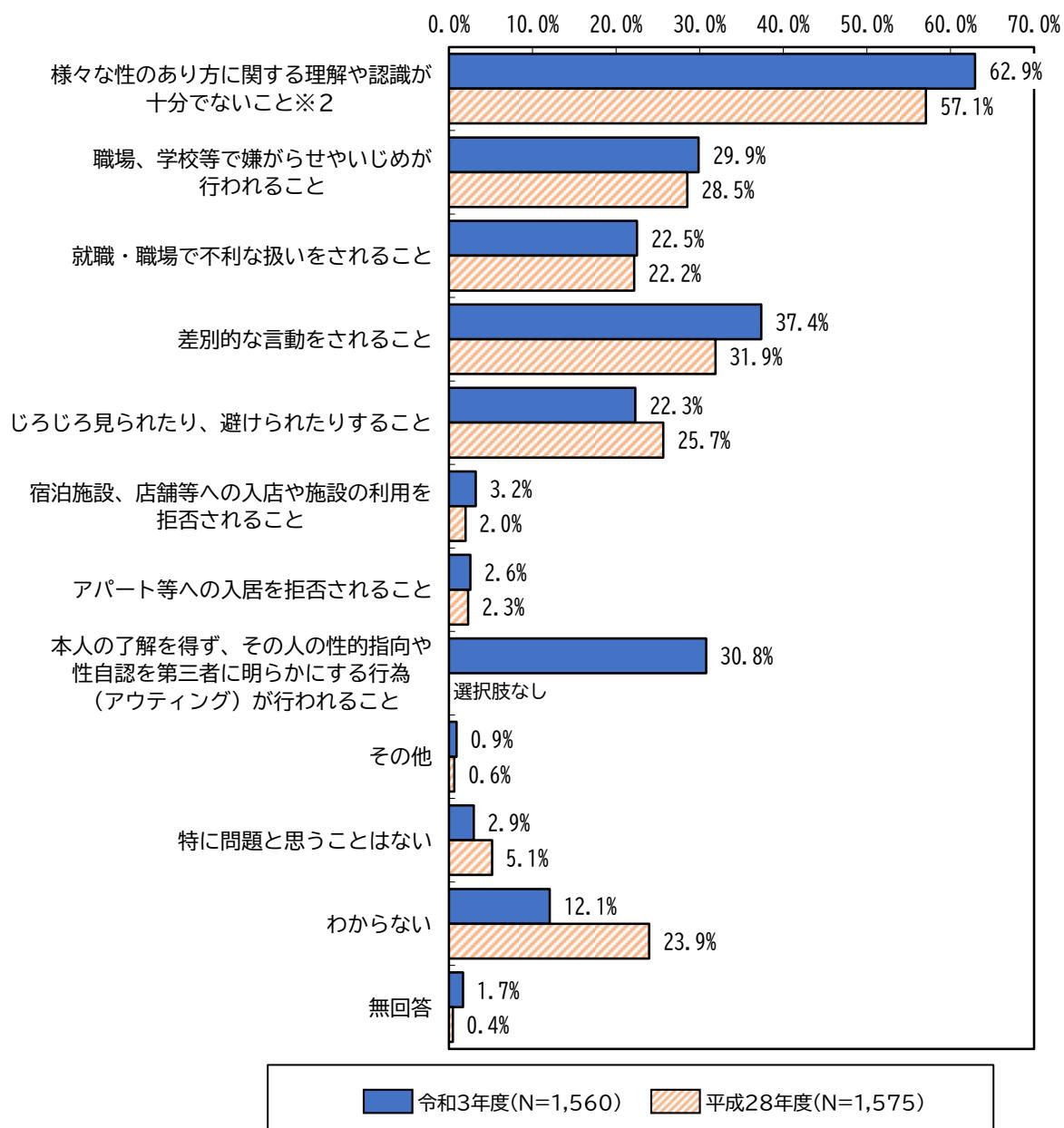
②性の多様性（性的指向・性自認）に関する人権問題

L G B T 等（性の多様性（性的指向・性自認））に関する人権問題について、特にどのようなことが問題だと思うかをたずねたところ、「様々な性のあり方に関する理解や認識が十分でないこと」と答えた人の割合が 62.9% で最も高く、次いで「差別的な言動をされること」（37.4%）となっている。

前回の調査では選択肢になかった「本人の了解を得ず、その人の性的指向や性自認を第三者に明らかにする行為（アウティング）が行われること」も 30.8% と 3 番目に高い数値となっている。

性の多様性に関する社会の関心が高まる一方、アウティングの問題に表されるように、職場や学校等、生活の様々な場面での理解や配慮が未だ十分ではない状況があると考えられるため、性の多様性についての正しい理解の増進につながる啓発を実施していく必要がある。

図【問15】L G B T 等の人権について（回答は 3 つまで）※1



※1 平成 28 年度は質問文を「性同一性障害者・同性愛者に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか」としていたが、同一の趣旨ではあるものの令和 3 年度は「LGBT などに関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか」に変更した。

※2 平成 28 年度は選択肢の文章を「性同一性障害者・同性愛者等に関する理解や認識が十分でないこと」としていたが、同一の趣旨ではあるものの令和 3 年度は「様々な性のあり方に関する理解や認識が十分でないこと」と変更した。

③インターネット上の人権侵害

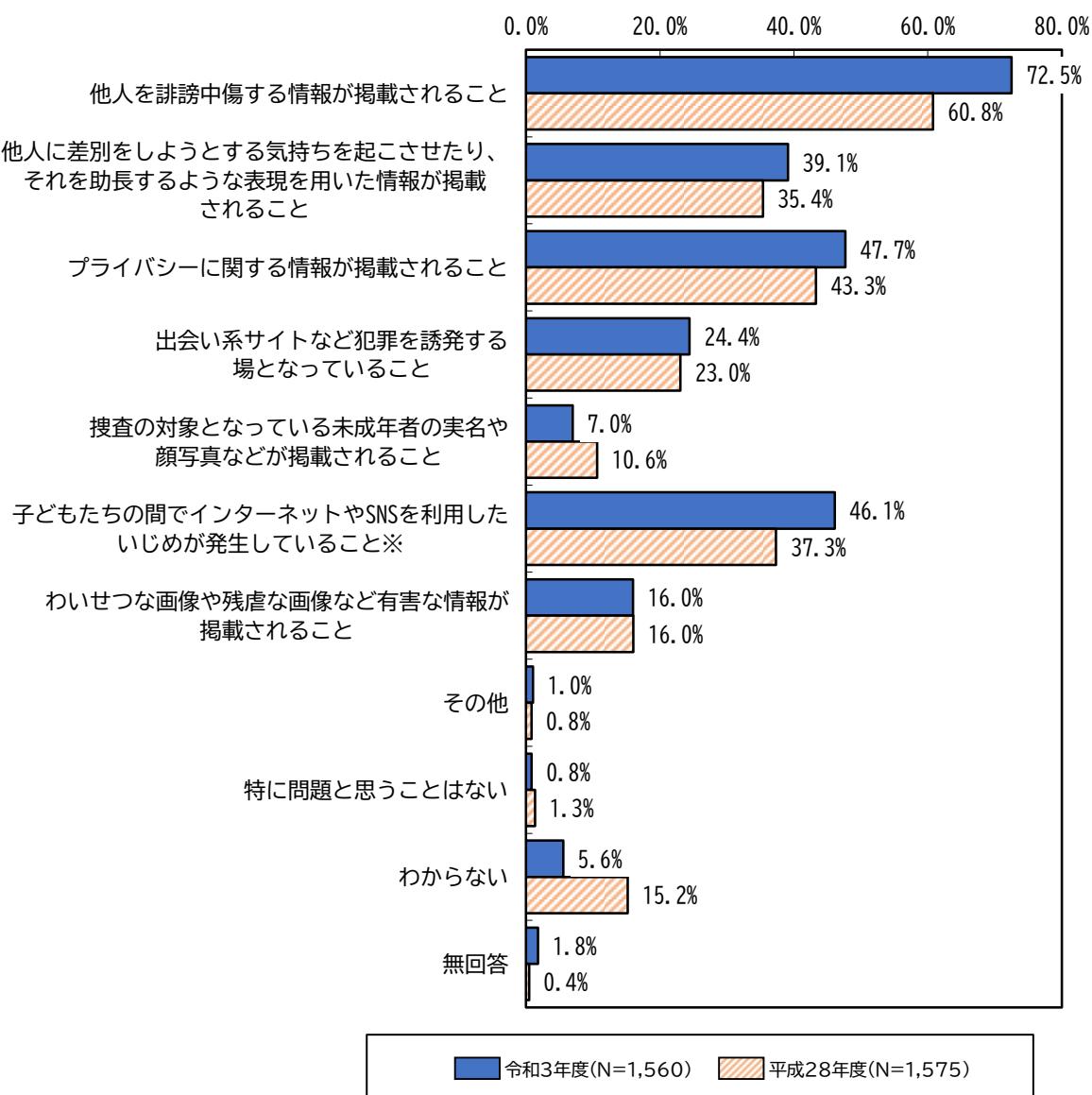
インターネット上の人権侵害について、特にどのようなことが問題だと思うかをたずねたところ、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」と答えた人の割合が72.5%で最も高く、次いで「プライバシーに関する情報が掲載されること」(47.7%)、「子どもたちの間でインターネットやSNSを利用したいじめが発生していること」(46.1%)の順となっている。前回の調査結果と比べると、上位3項目の順位は同じ結果となっている。

インターネットやSNSの利用が幅広い層に拡大する中、他人を誹謗中傷する書き込みの増加や個人情報の流出などが大きな社会問題となり、法改正も行われている。

また、同和問題に関しても、インターネット掲示板等で同和地区名の書き込み等が行われているが、こうした行為は人権侵害のおそれが高い、違法性のあるものと考えられる。

インターネット利用上のルールやマナー、個人のプライバシー等に関する正しい理解についてさらに啓発等に取り組む必要がある。

図【問16】インターネット上の人権侵害について（回答は3つまで）



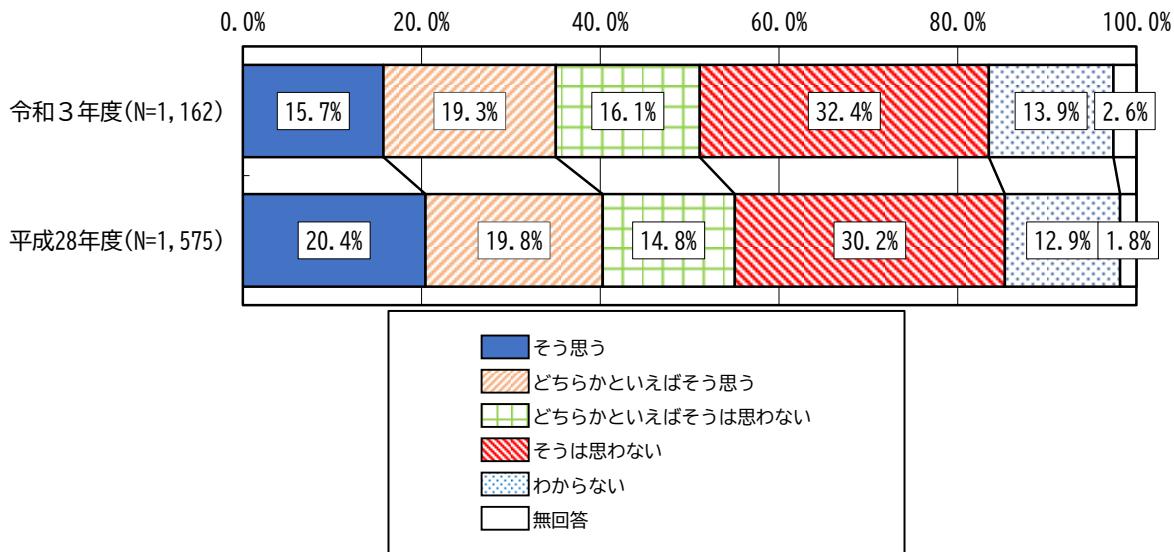
※平成28年度は選択肢の一つを「子どもたちの間でインターネットを利用したいじめが発生していること」としていたが、同一の趣旨ではあるものの令和3年度は「子どもたちの間でインターネットやSNSを利用したいじめが発生していること」と変更した。

(4) 同和問題（部落差別）の解決方法についての考え方

同和問題の解決方法についての考え方のうち、「同和問題のことなど口に出さず、そつとしておけば、差別は自然になくなる」という考え方（「寝た子を起こすな論」）についてたずねたところ、「そうは思わない」「どちらかといえばそうは思わない」を合わせた“そう思わない”と答えた人の割合は48.5%で、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”(35.0%)を大きく上回っており、一定理解が進んでいるものと考えられる。

同和問題についての正しい理解がないまま間違った情報に接すると、それを鵜呑みにしてしまい、結果的に差別の温存につながることから、「寝た子を起こすな論」は誤った考え方であり、正しく学ぶことが大切である。

図【問21：ケ】同和問題のことなど口に出さず、そつとしておけば、差別は自然になくなる ※

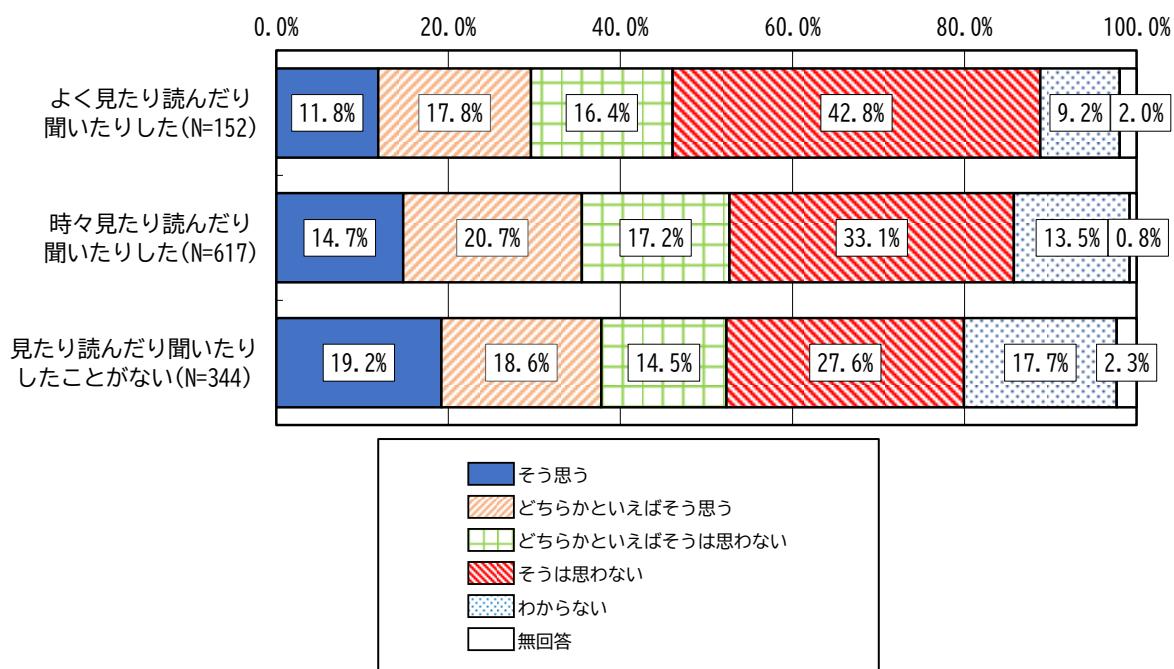


なお、啓発活動（広報誌）への接触状況が高い人ほど、“そう思わない”と答えた人の割合が高くなっていることから、啓発活動への接觸機会が多い人は、正しい理解が進んでいると考えられることから、啓発活動により多くの人が触れることができるよう努めていく必要がある。

また、平成28年（2016年）に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」を知っている人ほど、“そう思わない”と答えた人の割合が高くなっていることから、今後も法の周知に努めていく必要がある。

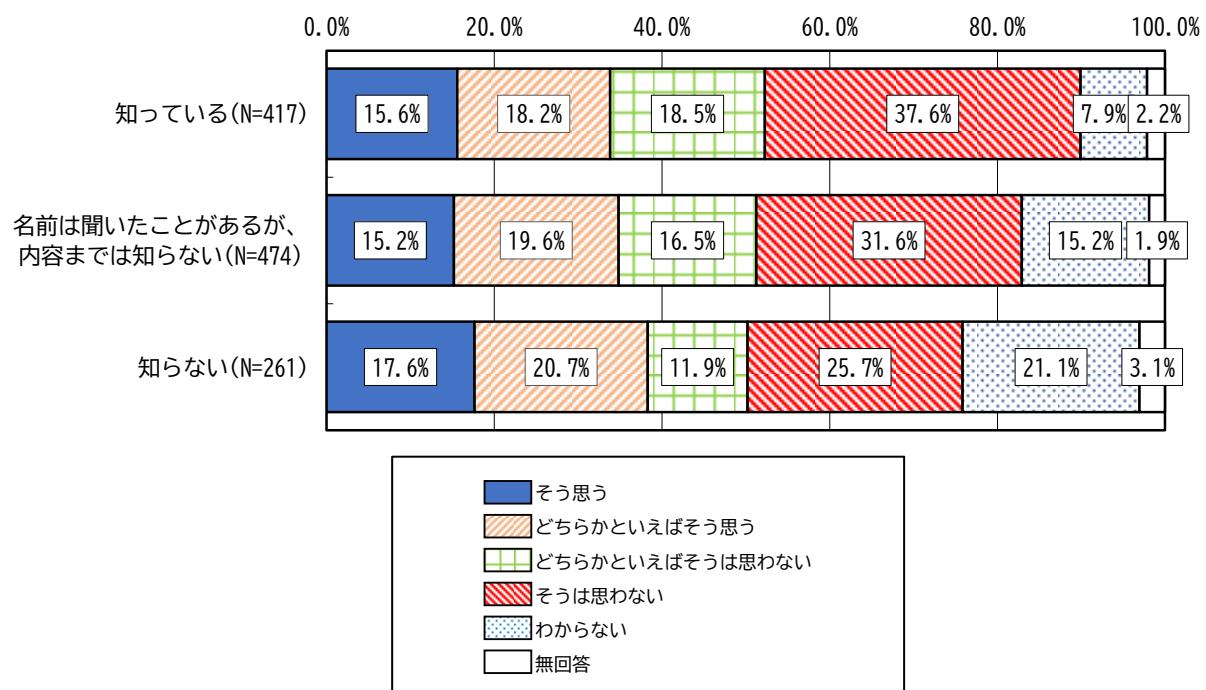
図【問25：ア】「啓発活動への接觸状況（広報誌）」

×【問21：ケ】「同和問題の解決方法についての考え方（同和問題のことなど口に出さず、そつとしておけば、差別は自然になくなる）」



図【問3】関係法令等の認知度（部落差別解消推進法）

×【問21：ケ】「同和問題の解決方法についての考え方（同和問題のことなど口に出さず、そつとしておけば、差別は自然になくなる）」

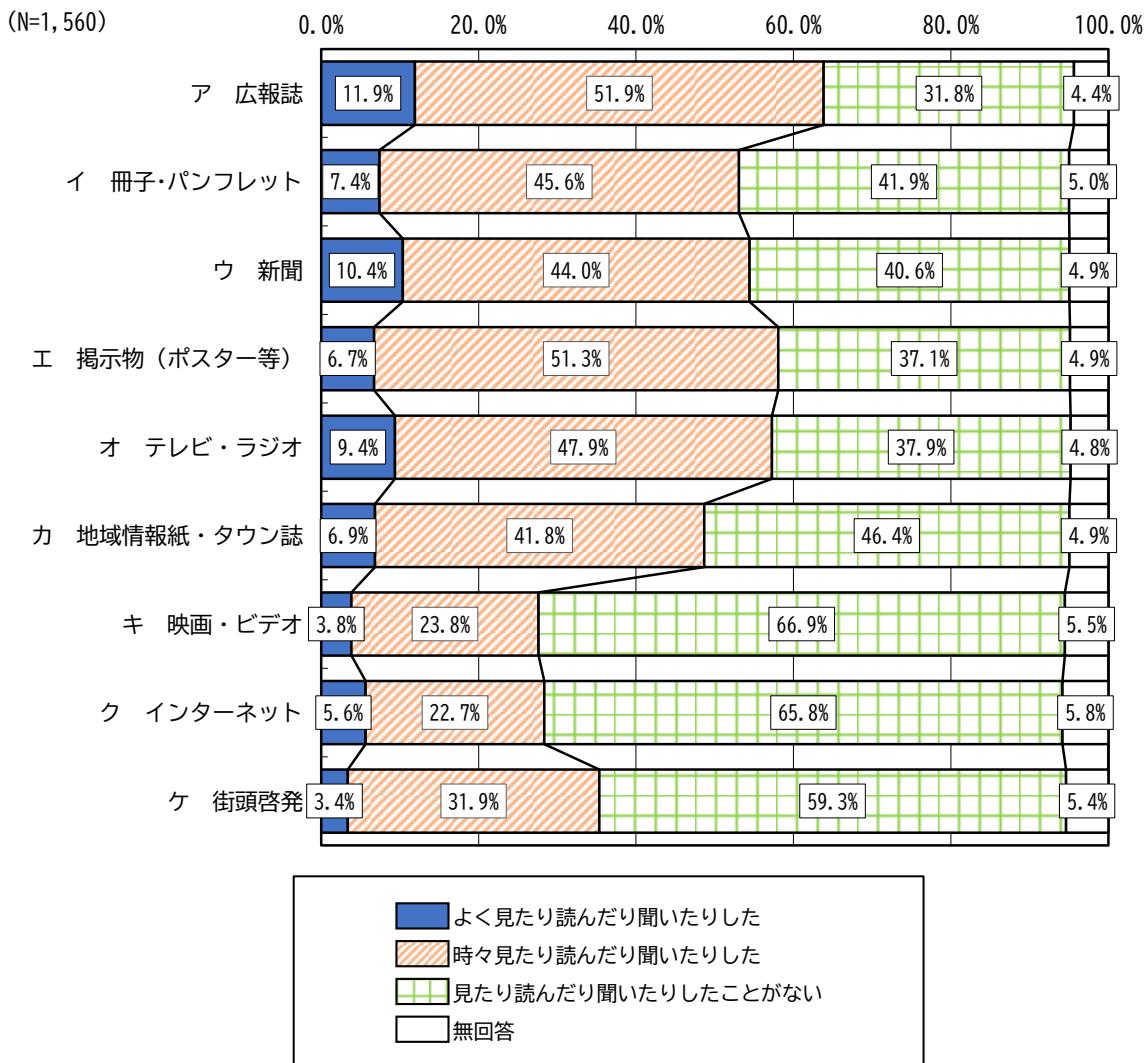


(5) 人権啓発について（啓発活動への接触状況）

啓発活動への接触状況についてたずねたところ、「よく見たり読んだり聞いたりした」「時々見たり読んだり聞いたりした」を合わせた“見たり読んだり聞いたりした”と答えた人の割合は、広報誌が63.8%で最も高く、次いで掲示物（ポスター等）（58.0%）、テレビ・ラジオ（57.3%）の順となっている。

啓発に接する機会を確保するために、今後も様々な啓発媒体を活用していく必要がある。

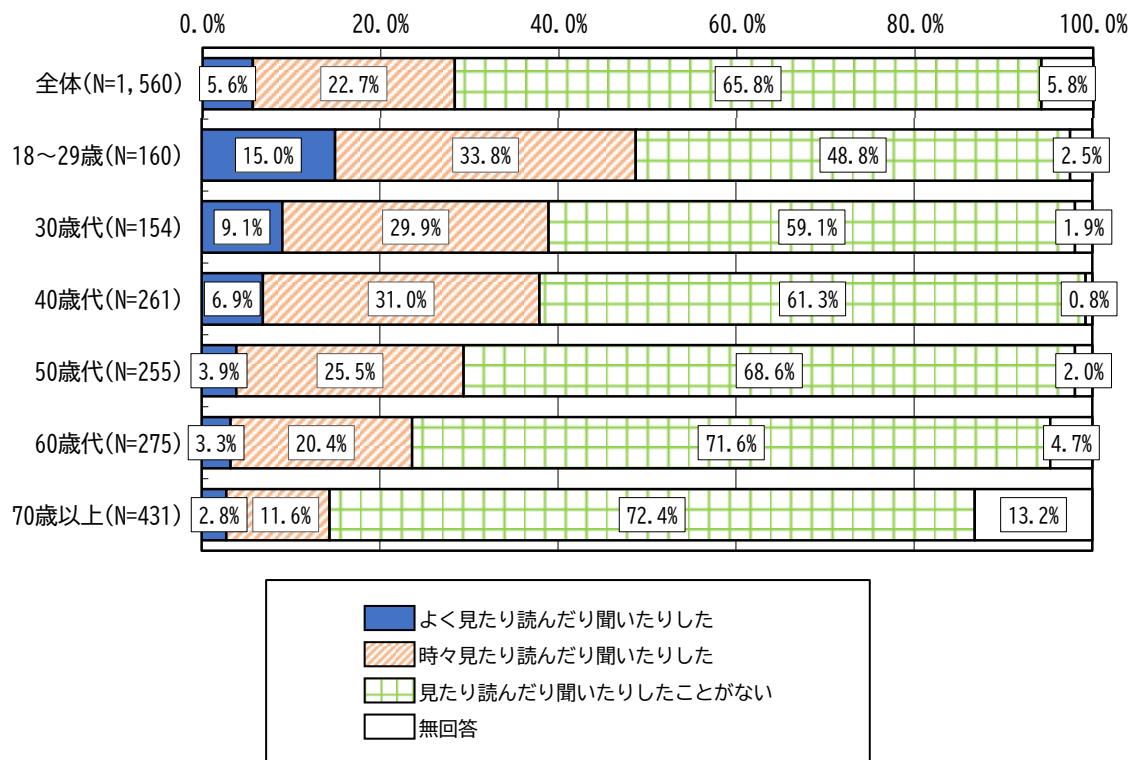
図【問25】人権啓発活動への接触状況



[インターネットについて]

インターネットは、年齢別で見ると、“見たり読んだり聞いたりした”と答えた人の割合は他の媒体と異なり、年代が低くなるほど高くなっています。若年層への啓発に有効と考えられる。また、スマートフォンの普及などによりインターネットの利用者が増えていることからも、これを活用した人権啓発に取り組んでいく必要がある。

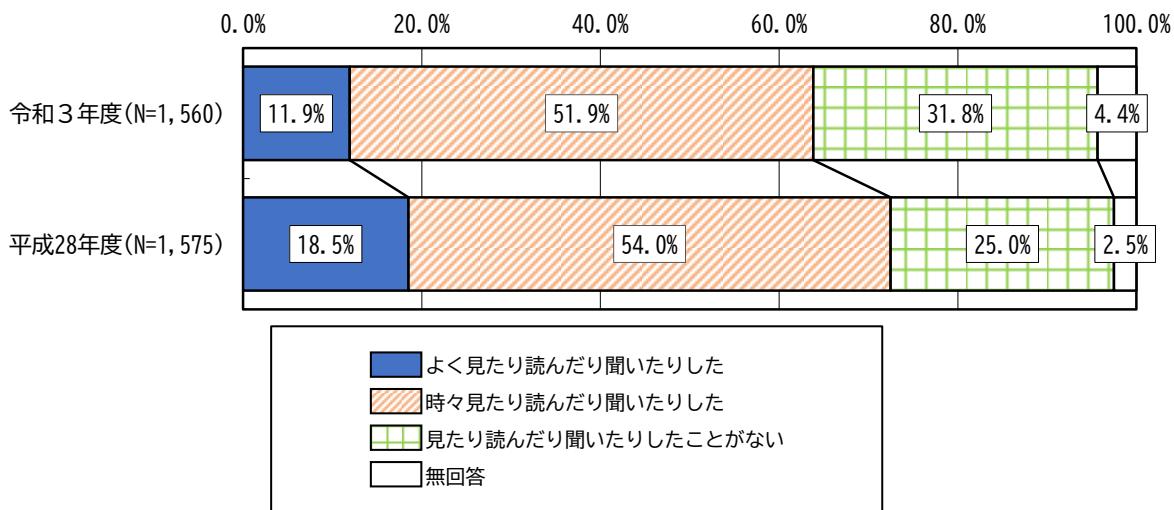
図【問25：ク】インターネット年齢別



[前回調査との比較]

前回調査と比較すると、“見たり読んだり聞いたりした”と回答した人が最も多かった広報誌をはじめ、どの啓発媒体も“見たり読んだり聞いたりした”と回答した人の割合が低下しており、接触機会の減少が全体的な課題となっている。

図【問25：ア】令和3年度・平成28年度 広報誌

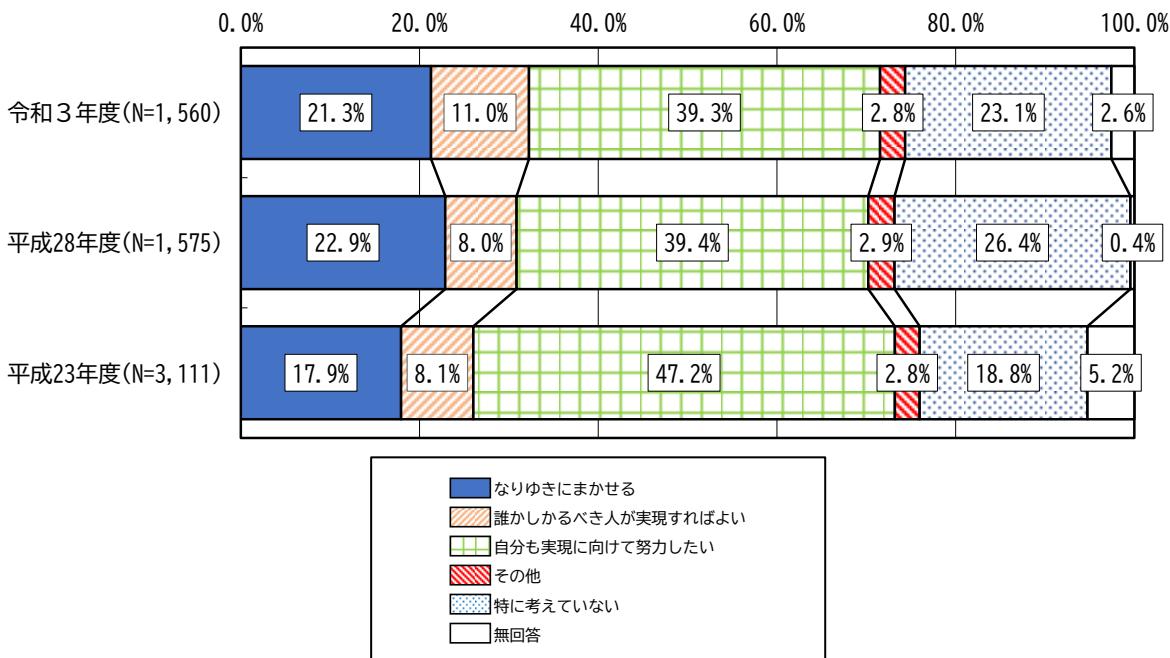


(6) 人権が尊重される社会の実現に向けての考え方

人権が尊重される社会の実現に向けてたずねたところ、「自分も実現に向けて努力したい」と答えた人の割合が39.3%で最も高く、次いで「特に考えていない」(23.1%)、「なりゆきにまかせる」(21.3%)の順となっている。

前回の調査結果と比較すると、どの項目も大きな変化は見られず、「自分も実現に向けて努力したい」という積極的な考え方の減少傾向に歯止めがかかった状況である。

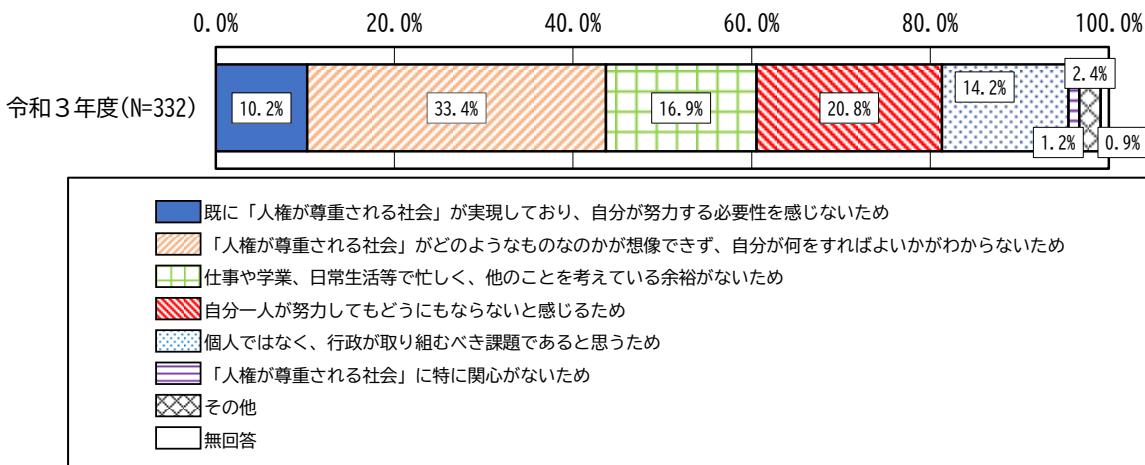
図【問27(1)】人権が尊重される社会の実現に向けての考え方



また、「なりゆきにまかせる」と回答した人になぜそのように思うかをたずねたところ、「人権が尊重される社会」がどのようなものなのかが想像できず、自分が何をすればよいかがわからないため」と答えた人の割合が33.4%で最も高く、次いで「自分一人が努力してもどうにもならないと感じるため」(20.8%)、「仕事や学業、日常生活等で忙しく、他のことを考えている余裕がないため」(16.9%)の順となっている。なお、「既に「人権が尊重される社会」が実現しており、自分が努力する必要性を感じないため」と答えた人の割合は10.2%であり、「「人権が尊重される社会」に特に関心がないため」と答えた人の割合は1.2%となっている。

人権の尊重は国連で採抲されたSDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会の実現のためにも欠かせないものであるため、県民一人ひとりが人権が尊重される社会について具体的なイメージを持ち、その実現に向けて自分なりの取り組みを実践できるよう、人権教育や啓発の手法・内容を一層工夫することが必要である。

図【問27(2)】人権が尊重される社会の実現に向けての考え方の理由



4. まとめ

今回の調査では、「3. 調査結果の主なポイント」（1）人権についての考え方（P1）について、「人権が尊重される社会」になっていると思うかに“そう思う”と回答した人の割合が前回調査と同様5割を超えており、また、（6）人権が尊重される社会の実現に向けての考え方（P11）について、「自分も実現に向けて努力したい」と回答した人が4割を占めている。

こうした結果から、人権に関する社会の現状に満足し、さらに自ら進んで改善していくことに積極的な人が一定数いるものと考えられる。

一方、「なりゆきにまかせる」「誰かしかるべき人が実現すればよい」という人は3割強を占めており、消極的な人もいるものと考えられる。

なお、「なりゆきにまかせる」と回答した人の中でも、「人権が尊重される社会に関心がない」という人はごくわずかであり、何らかの事情や背景により、「自分も実現に向けて努力したい」と回答するには至らなかった人が大半であることがうかがえる。

社会情勢が急速に変化する中、人々の人権に対する価値観が多様化し、新たな人権問題も顕在化しており、人権に対する世代間の意識の差異も見受けられる。人権が尊重される豊かな社会を実現するためには、国や地方自治体など公的機関の取組に加え、県民一人ひとりが人権について関心を持ち、日常生活の様々な場面で具体的な実践に結び付けることが重要である。

このため、県民の人権についての理解や関心がより深まり、主体的な行動につながるような啓発活動に取り組むとともに、人権が尊重される社会の実現に向けて消極的な考え方を持つ人にも、人権が日々の生活に深く関わっていることが理解され、共感が得られるよう、年齢層も意識した啓発を工夫して実施していく必要がある。